地球温暖化防止出前講座実施について
（お申し込みの前に）

1　出前講座等への講師派遣は、岐阜県に在住、在勤又は在学する者で構成する団体とします。ただし、特に認める場合は、この限りではありません。

2　講座の内容は「講座内容リスト」をご覧ください。

3　講座の開催時間は、６月から翌年２月までの間で１講座２時間以内とします。

4　講座会場は、岐阜県内とし、講座を主催する団体が確保して下さい。

5　講座を開催しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、原則として講座を開催しようとする日の２箇月前までに、「地球温暖化防止出前講座講師派遣申込書」（様式第１号）を岐阜県地球温暖化防止活動推進センター長（以下「センター長」という。）に提出して下さい。

6　講師派遣の決定は、講座内容、開催日時等について講師の派遣の可否を決定し、「地球温暖化防止出前講座講師派遣通知書」（様式第２号）により代表者に通知します。

7　講師の派遣の決定を受けたあとで、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は講座を中止しようとするときは、速やかにセンター長に届出を行い、その承認を受けて下さい。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

8　講座を受けた代表者は、原則として講座終了後１４日以内に、「地球温暖化防止出前講座実施結果報告書」（様式第３号）をセンター長に提出して下さい。

9　講師料及び交通費は、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターが負担します。

10　講座内容によっては、材料費等の実費のご負担をお願いします。